

議案第4号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

墨田区都市計画マスタープランの改定が完了したことに伴い、墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会を廃止する必要がある。